１．カテゴリー

Ｕ１２～Ｕ１５（小学校５年生～中学校３年生）

２．スクールの指導内容

①コーディネーショントレーニング

コーディネーション能力をバスケットの練習につなげるトレーニングの実施

②ファンダメンタルドリル

バスケットボールの基礎、基本の技術が習得できるドリルの実施

③1on1 の強化

育成に必要とされる個のスキルを磨くドリルとライブの実施

④バスケットボールの楽しさ

バスケットボールを今以上に好きになれるような指導

３．スタッフ

渡邊　真隆（わたなべ　まさたか）	JBA 公認 B 級ライセンス
中島　篤志（なかじま　あつし）	JBA 公認 C 級ライセンス
山田　大夢（やまだ　ひろむ）	JBA 公認 D 級ライセンス
鈴木　一創（すずき　はじめ）	JBA 公認 E 級ライセンス

その他ボランティアスタッフ

４．詳細（会場・練習日程）

日曜日　１７時００分～１８時３０分　　福島南高校 or 福島市内体育館

※開催の日時が土曜日や祝日に変更になる場合があります。

５．費用

初回の費用

年会費	７，０００円
保険費用	８００円
チームスウェット	５，０００円（希望者のみとなります）

毎月の費用

会費　　週１回（月４回）　　４，０００円

※兄弟で「ネクサス」「セカンド」「スクール」のいずれかに申し込みの場合、月会費から１，０００円引きとさせていただきます。

６．入会特典

Ｔシャツとロング Ｔシャツ、ハーフパンツを支給いたします。希望の色について初回の方は青を選択ください。継続して参加している方で青がない方は青を選択ください。

Ｔシャツ

・サイズ（ＳＳ～５Ｌ）　　・色（青、白、紺）

ハーフパンツ

・サイズ（Ｓ～４Ｌ）　　・色（青、紺）

スウェットのサイズ

・Ｓ～３ＸＬ

第１章　　総則

（名称）

第１条　　この団体を Bravely NexuSchool バスケットボールクラブとする。

（目的）

第２条　　この団体は小中学生を対象に子供たちの健全な育成を図るとともに、中学校高等学校などのバスケットにつながる活動を目的とする。

（目的２）　　団体所属者のルール

① 礼儀を重んじる（挨拶・返事・感謝）

② ルール・マナー・モラルを重んじる

③ 仲間を敬う

④ 練習後はすぐ帰宅する

第２章　　会員

（入会）

第３条　　入会するものは次の要件を備えていなければならない。

① 本クラブの目的に賛同する者

② クラブの定める諸規定を遵守する者

③ 会費や費用について著しい滞納がない者

（除名）

第４条　　クラブは、第３条の要件を満たさない会員について除名することができる。

第３章　　会計

（資金）

第５条　　クラブの費用は次の通りとする。

① 年会費　　７，０００円

② 保険費用　　８００円

③ 月会費　　４，０００円（毎週１回、月４回）

（資金用途）

第６条　　第５条により使われる資金

① 施設利用料

② 各種謝礼・交通費等

③ スポーツ保険

④ 必要機材、その他練習で必要な物、道具、応急医薬品

⑤ 事務手数料など

⑥ その他スタッフが必要と判断した教材、講習会等

（クラブ）

第７条　　遠征や講習会などに参加する場合、必要な費用を別途徴収するものとする。

（運用）

第８条　　資金の運用は（一社）ネクサスポーツアカデミーとする。

第４章　事故の責任

（事故の責任）

第９条　　会員はクラブ活動に際しては、施設管理責任者又は指導者の責任において行動するものとする。

前項に違反して、盗難・傷害等の事故が発生してもクラブ及び指導者に対して一切の損害補償を請求しないものとする。

（保険の加入）

第１０条　　会員はスポーツ安全保険等の傷害保険に加入しなければならない。

クラブは活動中に起きた事故以外の責任はないものとする。

第５章　休会・退会

（休会・退会）

第１１条　　休会・退会についてはスタッフに連絡することとし、休会は年度内 １ ヶ月とす

る。ただし重大な病気やけがによる長期休養が必要な場合はその限りではない。また、所属するチーム練習の時間が体育館の使用時間のローテーションによりスクールに参加できない月がある場合、年度３回（１ヶ月×３回）まで休会を適用できることとする。休会中の会費は発生しないこととする。退会の場合、その月の２３日までに退会が完了した場合はその月までの会費のみ、２４日以降の申し出については翌月の会費が発生することとする。また退会用の書面に必要事項を記載して提出することで退会が完了となる。

第６章　細則

（細則）

第１２条　クラブ活動中の映像、写真、記録等などの新聞、インターネット、モバイルサイト等への掲載権はクラブ側に属する。選手や保護者が活動中の静止画や動画をSNS 等にアップロードしてはならない。

第１３条　天災地変、社会情勢の変化などにより活動が困難な場合は活動を取りやめることがある。その場合、徴収した会費の返金はおこなわず、活動回数の減少する場合がある。

第１４条　感染症等による学校の休校、学年閉鎖、学級閉鎖となった場合に該当する選手はその期間の参加の自粛をすること。大会等の参加については、大会等の要項などに準じていればその限りではない。

第１５条　新型コロナウィルスやインフルエンザの感染症の場合、感染した選手及びスタッフは発症日を０日とし５日間の活動を自粛することとする。その他の感染症の場合は医師の指示のもと自粛することとする。また活動内で感染が拡大している場合などは活動の自粛をする場合がある。この場合は総則第１３条に当てはまることとする。

第１６条　本規約に定めない事項及び必要な細則はスタッフ会議での議決により定める。